

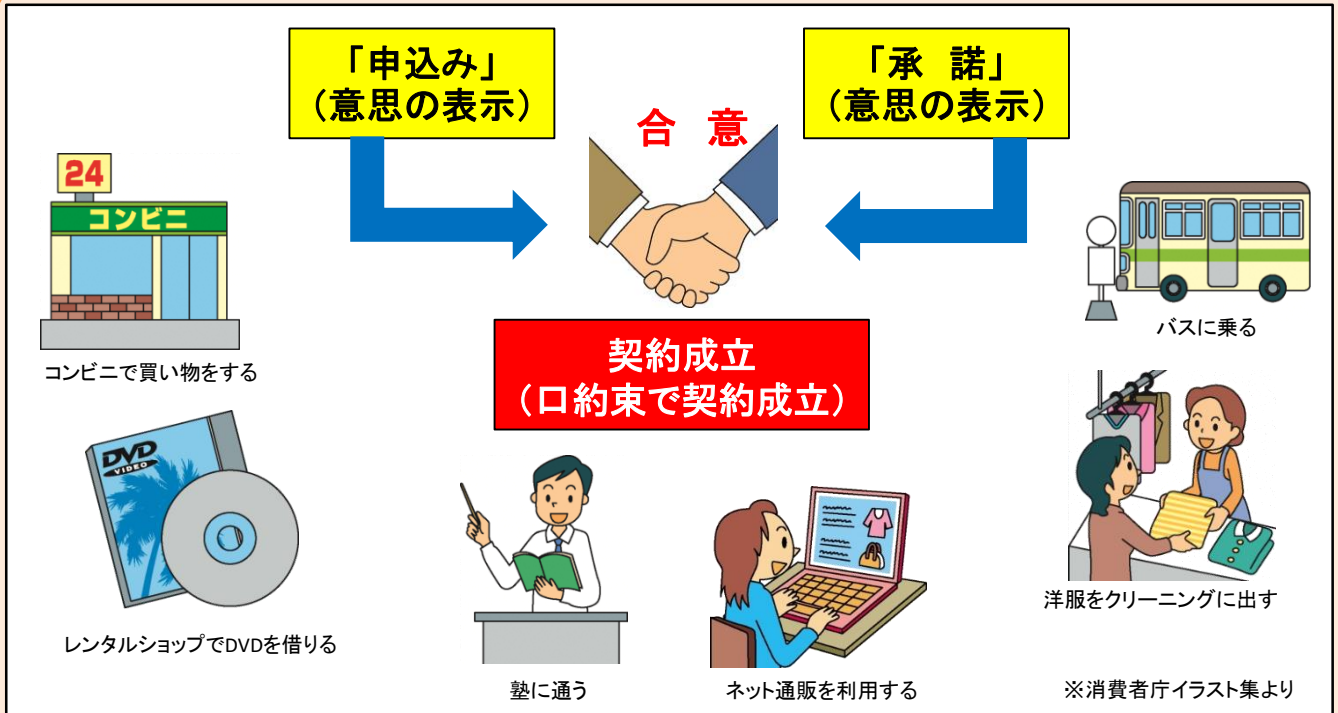
# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成30年9月21日  
(平成30年8月受付分)



平成30年8月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、4件でした。今回は(独)国民生活センターのHPから情報提供します。

## ◆私たちの生活の中にはいろいろな契約があります！



アドバイス

- 契約は当事者の合意により成立します。
- 契約は口約束でも成立します。(原則、契約書がなくても、印鑑を押していなくても契約は成立します。)
- 契約は守らなければなりません。(一方の都合だけで勝手に解消できません。)
- どんな契約をするのも基本的に自由です。「契約の自由」といいます。)
- 未成年者が行った契約や一定の事由がある場合には契約を取り消すことができます。特定の契約では、クーリング・オフや解除権があります。
- 困ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談しましょう。

※(独)国民生活センターHPより抜粋。

年齢	相談内容
19	Q: 未成年の息子がサイトから筋肉増強剤を申し込んだ。初回は商品のみで請求書が入って おらず、放置していたら定期購入だったらしく高額請求があった。 A: 業者のサイトでは初回が特別価格の場合は4回以上の継続が購入条件になっており、請 求書は別便で届くようになっている。インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリ ング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品でき る場合の条件」などに従うこととなります。

LINE@で情報発信します！

アカウント名: 岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)